

事業ごみの分別を徹底してください

資源物や産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません

仙台市では平成 25 年度から、可燃ごみの搬入先である市の全ての焼却工場（今泉工場、葛岡工場、松森工場）で事業ごみを運搬する収集車の内容物検査を行っています。平成 30 年 2 月からは、検査装置を本格的に移働させ、専任の検査員が全工場で検査を行っています。

搬入物検査装置

事業ごみの収集運搬車両の内容物を検査装置のベルトコンベアの上に直接降ろして、専任の検査員が検査しています。



■ 可燃ごみに混入していた搬入禁止物の例



段ボール・雑がみ
（資源物）



雑がみ
（資源物）



シュレッダー処理紙
（資源物）



空き缶・ペットボトル
（資源物）



プラスチック梱包材
（産業廃棄物）



ガスボンベ
（産業廃棄物）

資源物や産業廃棄物は、可燃ごみと分けて出してください

可燃ごみへの資源物や産業廃棄物の混入が著しい場合は、収集運搬業者に持ち帰りを指示することがあるほか、排出事業者にも指導を行っています。

事業者の皆さまにおかれましては、排出する段階から、種類ごとに分別するようお願いいたします。

事業ごみの分け方・出し方

会社、商店、事務所、飲食店、病院、学校など、営利・非営利、法人・個人、業者や規模を問わず、事業活動に伴って排出されるごみは全て「事業ごみ」です。事業ごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、処理方法がそれぞれ異なります。

自分の事業所から出るごみが一般廃棄物か産業廃棄物か、さらに資源物がないかを確認し、処理方法に合わせて適切に分別してください。なお、ビル所有者やビル管理者は、入居者に対しても、分別を周知・徹底してください。

* 下表は目安です。処理業者や持ち込み施設の所在地など処理方法について詳しくは、お問い合わせいただくか仙台市ホームページ（事業者向け情報）をご覧ください。

◆ 一般廃棄物（業種によっては産業廃棄物となる場合があります）

種類	品目（具体例）		処理方法	注意点
可燃ごみ	リサイクルできない紙、布類、落ち葉、草、生ごみ（食べ残し、売れ残り、調理残りなど）、木くず（木製の棚・机など）		<ul style="list-style-type: none"> ■ 許可業者に依頼する ■ 市の焼却工場に持ち込む 	
資源物 ※リサイクル ができるもの	紙類	新聞、雑誌、段ボール、シュレッダー処理紙、OA用紙、メモ用紙、紙製ファイル、紙箱	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業系紙類回収庫・回収ステーションに持ち込む（無料。機密文書は不可） ■ 許可業者に依頼する ■ 古紙回収業者に依頼する ■ 古紙問屋に持ち込む 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収を依頼する業者ごとに、分別区分や出し方が異なります。業者にご確認ください。 ・機密文書も市の焼却工場に搬入できません。専門のリサイクル業者に処理を依頼してください。
	缶・びん・ペットボトル	飲料用の缶・びん・ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 許可業者に依頼する ■ 資源化センターに持ち込む 	

市の焼却工場に搬入可能

市の焼却工場には搬入できません

◆ 産業廃棄物（下表のほかにも産業廃棄物に該当する種類があります）

代表的な種類	具体例	処理方法
プラスチック類	発泡スチロールなどの緩衝材、梱包材、プラスチック製品、ビニール類、化学繊維	<ul style="list-style-type: none"> ■ 許可業者にお問い合わせください
金属類	スプレー缶、金具類、金属製の机・棚	
ガラス・陶磁器類	コップ、茶碗、植木鉢、蛍光灯、電球	
電池類	乾電池、ボタン電池、バッテリー	
廃油類	食用油、機械油、溶剤	
家電4品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ■ 許可業者やメーカー、販売店にお問い合わせください
パソコン	パソコン、ディスプレイ	

【問い合わせ先】 一般廃棄物について：事業ごみ減量課指導係 022-214-8679
産業廃棄物について：事業ごみ減量課事業係 022-214-8235